

業債第3号  
2021年1月8日

国債元利金支払取扱店  
国債元利金支払取扱店引受金融機関等本部

御中

日本銀行業務局

国債関係事務における押印の見直しに関する件

国債関係事務につきまして、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「国債規則等の一部を改正する省令」（令和2年財務省令第89号。以下「省令」といいます。）が昨年12月25日に公布されました。

省令により押印が廃止されましたが、附則により、省令の施行日（本年4月1日）より前に発行された無記名国債証券および当該無記名国債証券にかかる登録国債の手続については、なお従前の例によることとされたため、取扱いに変更はありません。

また、行政手続における押印を原則不要とする方針が示されていることを踏まえ、国債関係事務において押なつしている店印（国債元利金支払取扱店および日本銀行において押なつしている店印）は、原則として廃止する予定です。詳細については追ってご連絡致します。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ  
<TEL>03-3279-1111  
猪俣（内線：6181）、佐藤（内線：6119）

以 上